

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 逐条解説

【前文】

人が情報を得て、コミュニケーションをとっていくことは、日常生活又は社会生活を送っていく上で不可欠である。しかし、障害者のコミュニケーションの現状としては、コミュニケーション手段や機会が制限されることにより、意思表示がしにくく、それによって自己決定ができなくなる、又は様々な人の伝達手段に合わせざるを得ないという現状がある。

障害者のコミュニケーション手段は、一人ひとりの状態、程度及び生い立ちにより多様である。平成18年に国連で採択された障害者の権利に関する条約では、コミュニケーション手段には言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）があるとし、同条約の趣旨を受け、平成23年に改正された障害者基本法では、手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることとされた。このような状況を踏まえ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のための施策が求められている。

ここに、栗東市は、多様なコミュニケーション手段を尊重することにより、人と人が対等に、相互理解を深めていき、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例の制定の背景や目的を説明しています。

第1段落では、人が情報を得て、コミュニケーションをとっていくことがいかに必要なことを述べた上で、障がい者のコミュニケーションの現状を記述しています。障がい者は、コミュニケーション手段や機会が制限されることにより、自分の意志を示しにくく、それによって自分のことを自分で決めることができなくなるということが起こっています。又、コミュニケーションをとる際に様々な人の伝達手段に合わせざるを得ないという現状になっています。

第2段落では、近年のコミュニケーション手段に対する社会情勢の変化を記述しています。平成18（2006）年12月に国連で採択された障害者の権利条約で、多様なコミュニケーション手段が認められました。日本国内においても、平成23（2011）年8月に改正された障害者基本法で、多様な手段についての選択の機会の確保や、情報を取得し、利用することの手段について、選択の機会の拡大が図られてきていることを指摘しています。このような状況を踏まえ、本市においても障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のための施策を進めていくことの意義を記述しています。

以上のことから、第3段落において、本市としては、多様なコミュニケーション手段を尊重することにより、人と人が対等に、相互理解を深めていき、障がいの有無によって分け隔てられない社会の実現を目指すことを、条例制定の目的として明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、障害者の情報の取得及びコミュニケーションを円滑に行うことについての基本理念を定め、栗東市（以下「市」という。）の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進し、もって障害者の情報の取得及びコミュニケーションについて支援を行うことを目的とする。

【解説】

この条は、条例の目的を定めたものです。

第2条第2号で定義しているように手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆、代読、指点字、平易な表現、絵図、代用音声といった障がい者の多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進し、障がい者のコミュニケーション手段及び情報の取得について支援を行うことが、この条例の目的であることを規定しています。実現を図るための手段として、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者が担う役割、施策の基本的な方針を定めると規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下この条において同じ。）により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話（触手話及び接近手話を含む。）、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆、代読、指点字、平易な表現、絵図、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）その他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーション支援用具等をいう。
- (3) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。

- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

【解説】

この条は、条例で使用する用語のうち、その定義が必要なものについて定めたものです。

- (1) 障害者 昭和45（1970）年法律第84号の障害者基本法第2条第1号に規定されている障害者と同義です。なお、この条例で使用する社会的障壁の定義は、第2条第2号の規定と同義で、障がいのある人の日常生活や社会参加において次のような障壁となっているものを意味します。
 - ア 社会における事物（通行、利用しにくい施設、整備など）
 - イ 制度（利用しにくい制度など）
 - ウ 慣行（障がい者を意識していない慣習や文化など）
 - エ 観念（障がい者への偏見など）
- (2) コミュニケーション手段 障害者の権利に関する条約第2条に規定されている意思疎通の定義と同義です。
- (3) コミュニケーション支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳及び介助、点訳、音訳（朗読を含む。）、ガイドヘルパーその他障がい者のコミュニケーションを支援又は補助する者をいいます。
- (4) 合理的配慮 障がい者から社会的障壁を除去してほしいと意思表示があり、かつ、それを除去する者の負担が重すぎないときに、障がい者の権利利益を侵害することのないことを前提に、社会的障壁を除去又は変更する方向にもっていくことをいいます。
- (5) 市民等 障がい者と共生できるまちづくりの観点から市外から通勤・通学する人も含めて市民等と位置付けています。
- (6) 事業者 市内において、店舗や会社等を所持し、事業を行っている個人や法人その他の団体を指しています。
- (7) 学校等 小学校、中学校、保育園、幼稚園、地域型保育事業を行う事業所をいいます。

(基本理念)

第3条 障害者の情報の取得及びコミュニケーションを円滑に行うことについては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民等が対等に尊厳を守られながら、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること。
- (2) 市民等が多様なコミュニケーションを尊重し、相互理解を深めること。
- (3) 市民等が障害者にとって情報の取得並びにコミュニケーション手段の選択及び利用が日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識を持つこと。

【解説】

この条は、この条例の目的を達成するために必要とされる、3つの基本理念を定めています。

第1条に規定する、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進する施策の推進に当たっては、第1号に記しているように、市民等が対等に尊厳を守られながら、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることが基本であると規定しています。

第2号、第3号では、市民等が多様なコミュニケーションを尊重し、相互理解を深めること、情報の取得並びにコミュニケーション手段の選択及び利用が障がい者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識を持つことを基本理念として規定しました。

これらの規定は、全ての市民等が、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有していることを基本として認識した上で、互いの多様なコミュニケーションを尊重すること、障がいのある人が情報を得て、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選び、利用していくことが、条例の目的達成に重要であるとの考えに基づいています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進するものとする。

【解説】

この条は、市の責務を定めたものです。

市は、障がい者の情報の取得及びコミュニケーションを円滑に行うことについて、基本理念にのっとり、必要な多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、市民等の役割を定めたものです。全ての市民が共生していく社会の実現に当たっては、市民が基本理念に対して理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めることが大切であるとの考えに基づき、規定しました。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するとともに、事業を行うに当たり、障害者が多様なコミュニケーション手段を利用し、情報の取得及びコミュニケーションができるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

【解説】

この条は、事業者の役割を定めたものです。

事業者に対し、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう求めるとともに、事業者が多様なコミュニケーション手段を利用し、情報の取得及びコミュニケーションができるようにするための合理的配慮を行うよう努めることとしています。

(施策の推進)

第7条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策について定め、これを実施するものとする。

- (1) 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進に関する施策
- (2) 多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供及びその取組に関する施策
- (3) 市民等及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策
- (4) 災害その他の非常の事態が発生し、又はおそれがある場合における障害者の情報の取得に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【解説】

この条は、施策を推進するための方針策定について定めたものです。

市長は、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進することに際しては、昭和45（1970）年法律第84号の障害者基本法第11

条第3項による障害者のための施策に関する基本的な計画との整合を図るものとし、市の総合的な施策として推進していきます。

第1号は、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進に関する施策として、手話（触手話及び接近手話を含む。）、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆、代読、指点字、平易な表現、絵図、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）その他障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーション支援用具等に対する、正しい理解や普及啓発に取り組むことを想定しています。

第2号は、多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供及びその取組に関する施策として、多様なコミュニケーション支援者を増やすことや、情報保障を充実させる等の環境の整備を想定しています。

第3号は、市民及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策について、取り組むこと想定しています。

第4号は、災害時等において、障がい者の情報の取得が非常に重要であるため規定しました。

第5号は、前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める施策として、必要に応じた取り組みに対する施策を行うことを記述しています。

（学校等における取組）

第8条 市は、学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供並びに理解及び利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、学校における取組について定めたものです。

学校等の教育現場において、子どもたちが手話、点字等の多様なコミュニケーション手段に接することは、それらを教育段階で理解したり、利用の促進を図ることができ、多様なコミュニケーション手段に対する理解のすそ野が広がるものと考えます。このことから、市内の小中学校の教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れるよう努めることとしています。

（協議の場）

第9条 市長は、第7条各号に規定する施策及び施策の実施状況について、障害者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【解説】

この条は、協議の場を設けることについて定めたものです。

市長は、施策を推進するに当たって、障がい者その他関係者の意見を聞くための協議の場を設け

なければならないとしています。協議の場の意見を聞いた上での施策の推進を図ることで、計画的に多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策に取り組むことをねらいとしています。

(財政上の措置)

第10条 市は、第7条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、財政上の措置について定めたものです。条例に基づく施策を推進するに当たり、一定の財政措置が必要になることから、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に関し、施策を推進していく上で必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものです。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日について定めたものです。